

食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための環境省の対応について(案)のポイント

※有識者や関係事業者の意見等を踏まえるとともに、2/24(水)の中央環境審議会循環型社会部会において御審議・御議論いただき、その後速やかにとりまとめ、公表。

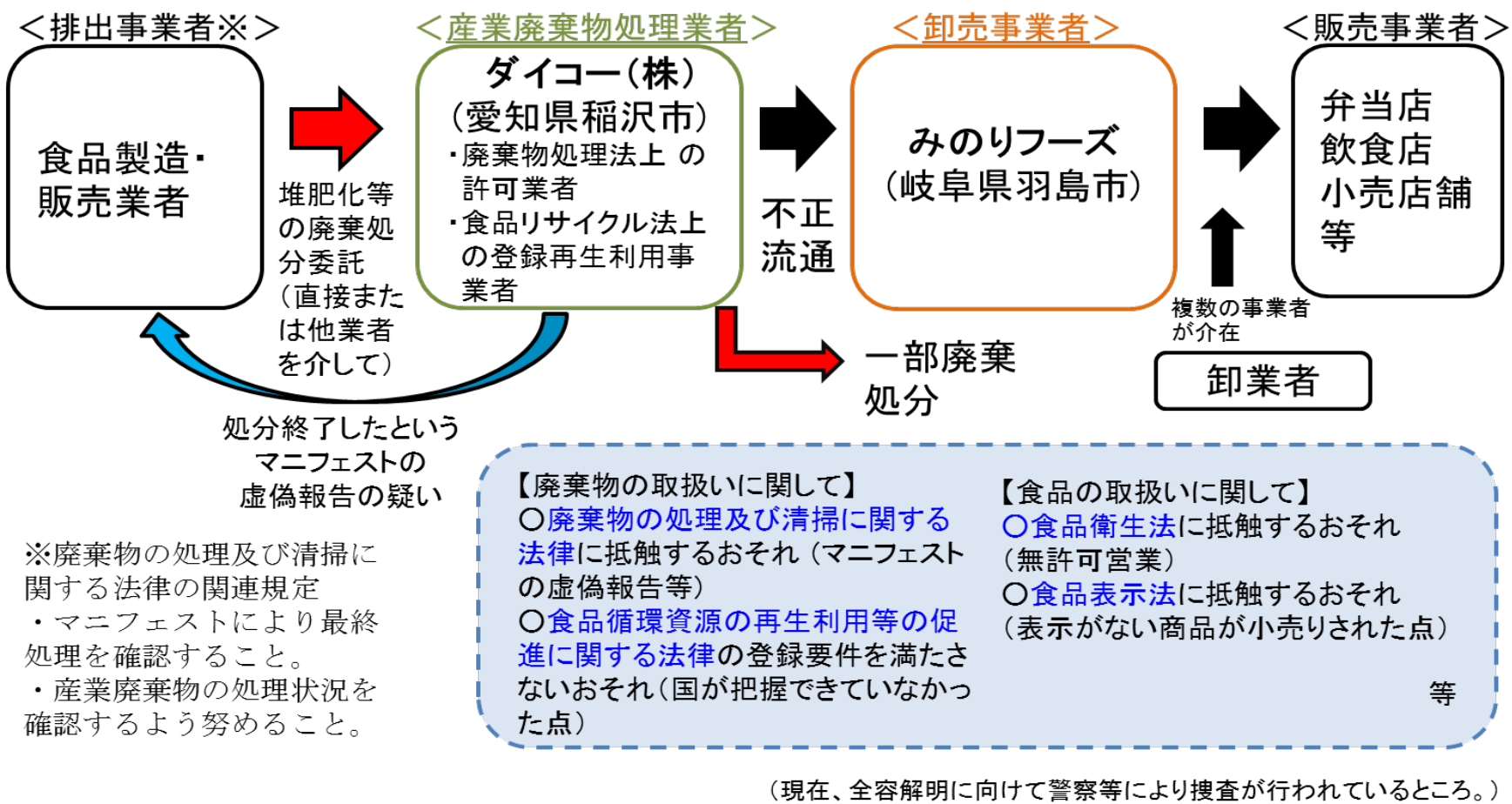
資料 2

平成28年2月16日
環境省

1. 事案の概要

- 食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。
- 本事案は、廃棄物処理法(マニフェストの虚偽報告等)、食品衛生法(無許可営業)違反の疑いで捜査中。

本事案において考えられる主な問題の所在



(参考)我が国においては、食品廃棄物等(年間約2800万トン(うち事業系が1916万トン)、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約642万トン(うち事業系が331万トン))が大量に発生している。

2. 本事案に対する政府全体の取組

○関係府省(消費者庁、厚生労働省、農林水産省等)における取組の他、1月29日には、関係府省が連携を密にして、事態に対処することを改めて申し合わせ。

(参考)
「廃棄食品の不正流通事案について」(食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会申合せ)

1. 本件事案について国民の健康保護が最優先されるべきとの基本認識の下、引き続き連携を密にし、事態に対処する。
2. 本件事案の全容解明及び被害防止のため、他の関係府省庁及び地方自治体と連携して必要な調査等を実施するとともに、消費者が安心を得られるよう、必要な情報提供を積極的に行う。
3. 本件事案に関連した、全ての業態の事業者の法令遵守等が重要であることから、法令違反に対して適切な措置が講じられるよう対処する。
4. 原因究明等の結果を踏まえた再発防止策の検討を行い、必要な対策を講じる。

3. 環境省としての本事案への対応～違反事業者に対しては厳正に対応

- 問題となった事業者に対しては、食品リサイクル法に基づく登録の取消しを含め、厳正に対応。
- 廃棄物処理法の権限を有する関係自治体と連携を密にして、同法に基づき厳正に対応。

4. 環境省としての再発防止策～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

- 動植物性残さを取り扱う全国の産業廃棄物処理業者を対象とした都道府県等の立入検査の結果、本事案以外に廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかったところ。このため、本事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今回の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、現時点で対応可能な再発防止策に速やかに着手。
- また、本件については、警察等により捜査が行われているところであり、全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令

【電子マニフェストの機能強化】

- 電子マニフェストの虚偽記載防止のため、例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に、不正を検知できる情報処理システムの導入を検討

【廃棄物処理業者に係る対策:透明性と信頼性の強化】

(監視体制の強化)

- 都道府県に対して、産業廃棄物処理業者への抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組について改めて通知。併せて、食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定を速やかに検討
- 地方公共団体と連携しつつ、食品リサイクル法の登録審査及び登録事業者に対する国の指導監督を強化

(適正処理の強化と人材育成)

- 不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化を廃棄物処理事業者に求め、環境省としてその取組状況をフォローアップ
 - ・処理状況の積極的な公開
排出事業者による現地確認の積極的受入れとその際に参考となるチェックリストの整備
処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開
 - ・優良事業者の育成・拡大
廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物事業者認定(※)の取得の推進
優良な食品リサイクル業者育成・評価のための自主基準の策定や評価制度の構築
廃棄食品の処理業者に対する研修の実施や民間資格制度の創設
(※)通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する制度

【排出事業者に係る対策:食品廃棄物の転売防止対策の強化】

- 例えば、食品廃棄物をそのまま商品として販売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の見直しを検討(※判断基準を勧告して指導・助言を実施)
- 食品関連事業者に対して、食品ロスの削減を要請するとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じることを要請(併せて、廃棄食品の処理について適正な料金で委託することも改めて要請)。
- 食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定(農林水産省と連名)

食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止 のための環境省の対応について(案)

1. 本事案の概要
2. 本事案に対する政府全体の取組
3. 環境省としての本事案への対応
4. 環境省としての再発防止策～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～
 - (1) 本事案の課題(食品リサイクル法・廃棄物処理法関係)
 - (2) 電子マニフェストの機能強化
 - (3) 廃棄物処理業者に係る対策: 透明性と信頼性の強化
 - ① 監視体制の強化
 - ② 適正処理の強化と人材育成
 - (4) 排出事業者に係る対策: 食品廃棄物の転売防止対策の強化
5. 今後のスケジュール(案)について

平成28年2月16日

環境省

1. 本事案の概要

事案の概要・経緯

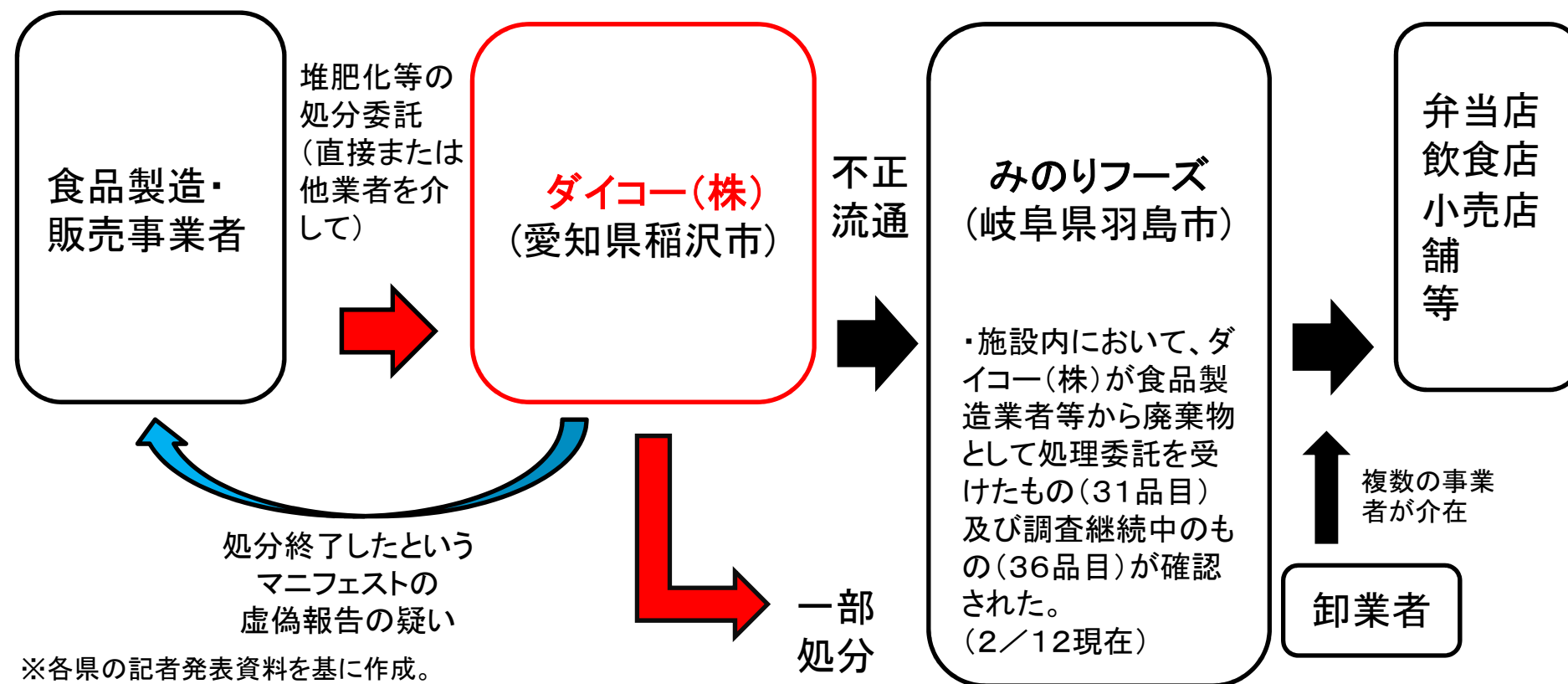
食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。本事案は、廃棄物処理法(マニフェストの虚偽報告等)、食品衛生法(無許可営業)違反の疑いで捜査中。

<食品製造・販売事業者>

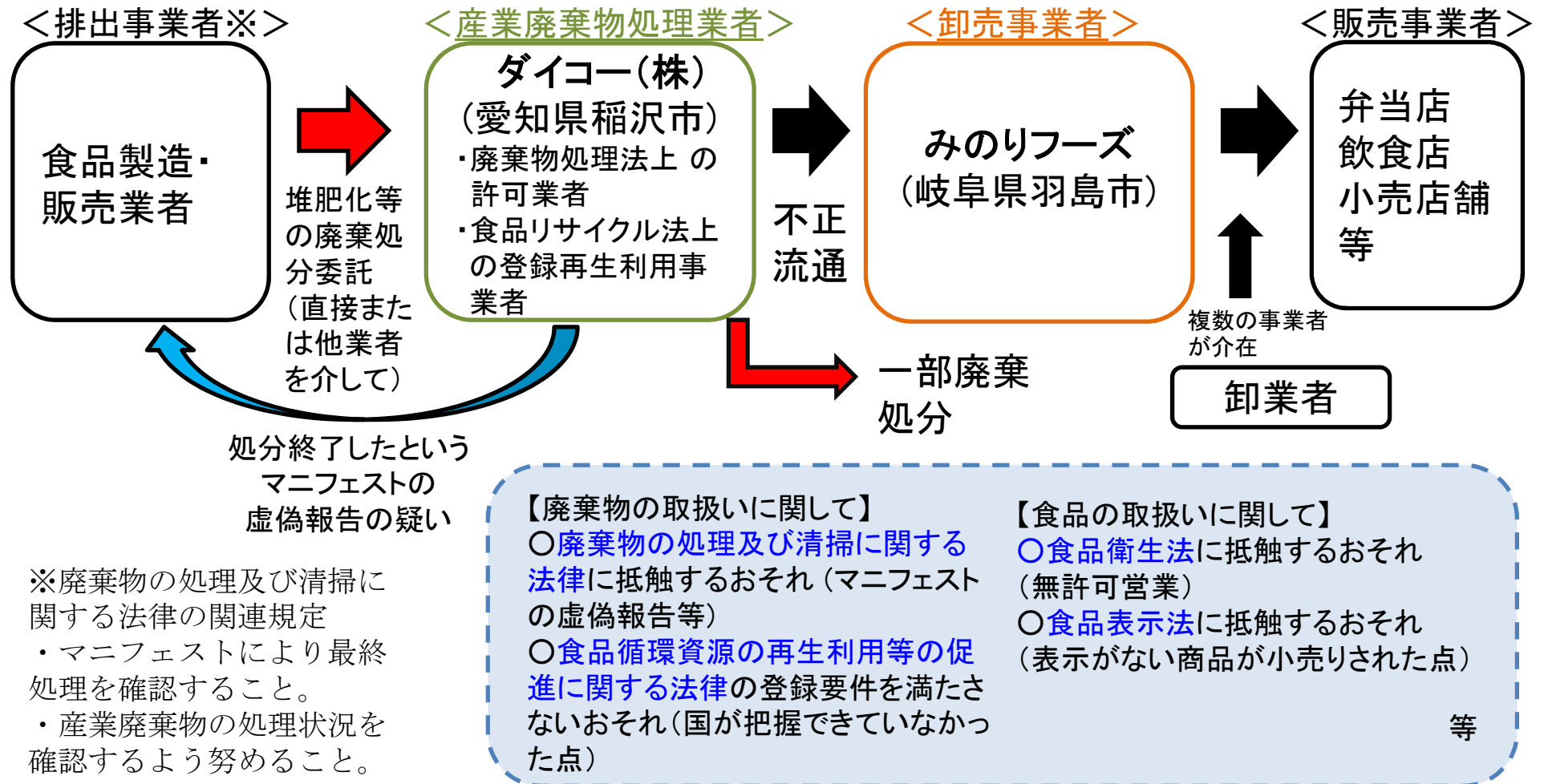
<産業廃棄物処理業者>

<卸売事業者>

<販売事業者>



本事案において考えられる主な問題の所在



※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関連規定

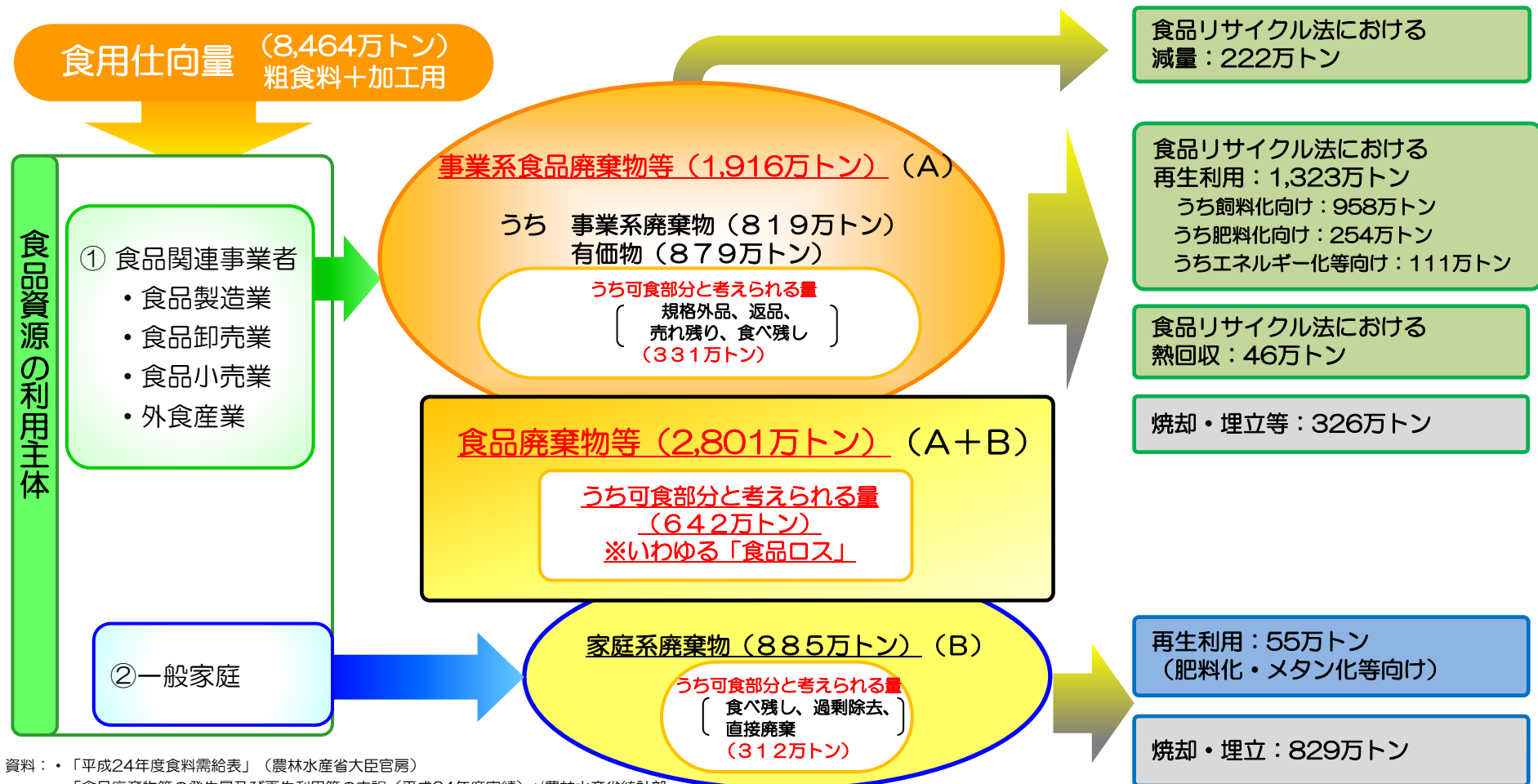
- ・manifestoにより最終処理を確認すること。
- ・産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めること。

（現在、全容解明に向けて警察等により捜査が行われているところ。）

（参考）我が国においては、食品廃棄物等（年間約2800万トン（うち事業系が1916万トン）、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約642万トン（うち事業系が331万トン））が大量に発生している。 4

食品廃棄物等の利用状況等(平成24年度推計)＜概念図＞

食品リサイクル法では、有価物を含めた食品残さを「食品廃棄物等」と定義し、発生抑制・減量・再生利用・熱回収の取組を総合的に推進



資料：・「平成24年度食料需給表」(農林水産省大臣官房)
・「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳(平成24年度実績)」(農林水産省統計部)
・「平成26年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業報告書」(農林水産省委託事業)
・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省)等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
・「平成26年度食品循環資源に関する実施状況調査等業務報告書」(環境省請負調査)

注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
・ラウンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。

2. 本事案に対する政府全体の取組

「廃棄食品の不正流通事案について」 (食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会申合せ)

廃棄食品の不正流通事案について

平成28年1月29日(金)
食品安全行政に関する
関係府省連絡会議幹事会申合せ

平成28年1月に愛知県を中心として発覚した廃棄食品の不正流通事案に関しては、未だ全容が解明されていない。

本件事案の関係府省としては、本件事案が消費者の信頼を揺るがすことにならないよう対応してきたが、改めて次のとおり申合わせる。

1. 本件事案について国民の健康保護が最優先されるべきとの基本認識の下、引き続き連携を密にし、事態に対処する。
2. 本件事案の全容解明及び被害防止のため、他の関係府省庁及び地方自治体と連携して必要な調査等を実施するとともに、消費者が安心を得られるよう、必要な情報提供を積極的に行う。
3. 本件事案に関連した、全ての業態の事業者の法令遵守等が重要であることから、法令違反に対して適切な措置が講じられるよう対処する。
4. 原因究明等の結果を踏まえた再発防止策の検討を行い、必要な対策を講じる。

廃棄食品の不正流通に対する関係省庁等の取組状況

関係府省及び関係自治体において、本事案に対し、以下の対応を行っているところ。

省庁等(所管法令)	取組
消費者庁 (消費者安全法・食品表示法)	○消費者に問題食品を喫食しないよう注意喚起 ○地方自治体に対し、<u>適切な消費者相談への対応</u>を依頼 ○地方自治体に対し、事業者への<u>食品表示適正化の周知</u>を依頼
厚生労働省 (食品衛生法)	○地方自治体に対し、<u>問題食品の流通防止及び消費者への情報提供</u>を依頼(食品衛生部局と廃棄物処理関係部局の連携) ○地方自治体に対し、食品等事業者や消費者等から<u>問い合わせ</u>への適切な対応を依頼
農林水産省 (食品リサイクル法)	○食品リサイクル登録事業者に対し、<u>法令遵守</u>に万全を期すよう要請(環境省と連名)
環境省 (廃棄物処理法・食品リサイクル法)	○地方自治体に以下を依頼 ・産廃業者への指導や<u>類似事案への厳正な対処</u> ・動植物性残さの処分業者に係る<u>立入検査等の実施と結果報告</u> ○業界団体に<u>再発防止策の早急な取りまとめ</u>を要請 ○食品リサイクル登録事業者に対し、<u>法令遵守</u>に万全を期すよう要請(農林水産省と連名)
警察	○愛知県警・岐阜県警の合同捜査本部を立ち上げて捜査

環境省としての本事案に対する基本的な考え方

- 問題となった事業者に対しては、食品リサイクル法に基づく登録の取消しを含め、厳正に対応するとともに、廃棄物処理法の権限を有する関係自治体と連携を密にして、同法に基づく厳正な対応を実施。
- 動植物性残さを取り扱う全国の産業廃棄物処理業者を対象とした都道府県等の立入検査の結果、本事案以外に廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかったところ。このため、本事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今回の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、現時点で対応可能な再発防止策に速やかに着手。
- また、本件については、警察等により捜査が行われているところであり、全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令についてどのような問題があるか、その運用も含めて、改めて検証を行い、必要に応じて、今後の対応を検討。

3. 環境省としての本事案への対応

環境省としての本事案への対応

食品リサイクル法関係

- 本事案を引き起こしたダイコー(株)に対しては、食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査等を実施しており、登録の取消しを含めて厳正に対応していく。

廃棄物処理法関係

- 本事案に関与した事業者には、関係自治体において、廃棄物処理法に基づく報告徴収や立入検査等を実施しており、その結果等を踏まえ都道府県等と連携を密にして、厳正に対応していく。

4. 環境省としての再発防止策

～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

- (1) 本事案の課題(食品リサイクル法・廃棄物処理法関係)
- (2) 電子マニフェストの機能強化
- (3) 廃棄物処理業者に係る対策: 透明性と信頼性の強化
 - ① 監視体制の強化
 - ② 適正処理の強化と人材育成
- (4) 排出事業者に係る対策: 食品廃棄物の転売防止対策の強化

(1) 本事案の課題(食品リサイクル法・廃棄物処理法関係)

食品リサイクル法に係る本事案における主な課題

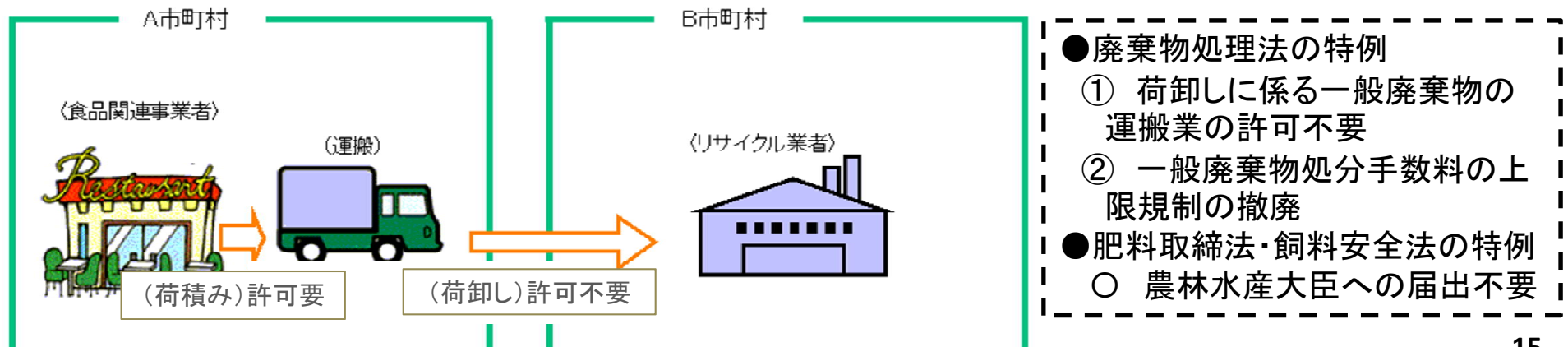
- 本事案では、ダイコー(株)の本社工場が、食品リサイクル法の登録を受けた事業場であるにもかかわらず、食品関連事業者からリサイクル(堆肥化)を委託された廃棄食品をダイコー(株)が不正に転売していた事実を国として把握できなかった。
- 今後、食品リサイクル法上の国の登録を受けた事業者がこうした事案を引き起こさないよう、食品リサイクル法の登録再生利用事業者に対する、国による指導監督の在り方の改善が課題。

(参考)登録再生利用事業者制度について

- 廃棄物処理法による許可を受けて廃棄物処分業を行う事業者のうち、食品残さ(食品循環資源)を原材料とする肥料、飼料その他のリサイクル製品の製造を行う者の事業場(施設)について、国(農林水産大臣、環境大臣等)の登録を受けることのできる制度。
- 平成28年2月1日現在で181事業場が登録を受けている。

※食品リサイクル法の主な登録の要件

- ・ 廃棄物処理法に基づき必要な許可(処分業・施設設置)を有すること
- ・ 受け入れる食品残さ及びリサイクル事業により得られる肥飼料等の性状の分析及び管理を適切に行うこと。
- ・ リサイクル事業により得られる肥飼料等の品質、需要の見込み等に照らして、当該肥飼料等が利用されずに廃棄されるおそれが少ないと認められること。
- ・ リサイクル事業者の肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該リサイクル事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ・ 再生利用事業を適格かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有すること



廃棄物処理法に係る本事案における主な課題

	廃棄物処理法上の義務	本事案で指摘されている 主な課題
産業廃棄物 処理業者	・廃棄物の処理を受託した後、その <u>処理が 終了した場合には、その旨を記載したマニ フェストについて、排出事業者への送付が 必要。</u>	・産業廃棄物処理業者により、 <u>マニフェストの虚偽報告が行 われていた疑い。</u> ・食品廃棄物を堆肥化すると の <u>委託契約に反して、受託し た廃棄物を食品として転売し た疑い。</u>
排出事業者	・他人にその廃棄物の処理委託をするときは、 <u>委 託基準(※)に沿った契約の締結</u> が必要。 ※廃棄物処理法において、許可業者への委託や契約書に記載す べき項目等を、委託基準として規定しており、当該基準違反は罰 則。 ・委託した廃棄物の引渡し時には、 <u>産業廃棄物管 理票(マニフェスト)の交付</u> が必要。また、 <u>処理終 了後、送付を受けたマニフェストの確認</u> が必要。 ・ <u>現地確認等による処理状況の確認に係る努力 義務。</u>	・本事案では、排出事業者が食 品として <u>転売できる状態で処理 委託</u> した結果、市場に流通。 ・本事案では、 <u>マニフェストによ る最終処理の確認や廃棄物処 理場への年1回の立ち入り確認 等を行っていた</u> 排出事業者もい たが、本事案が発生。

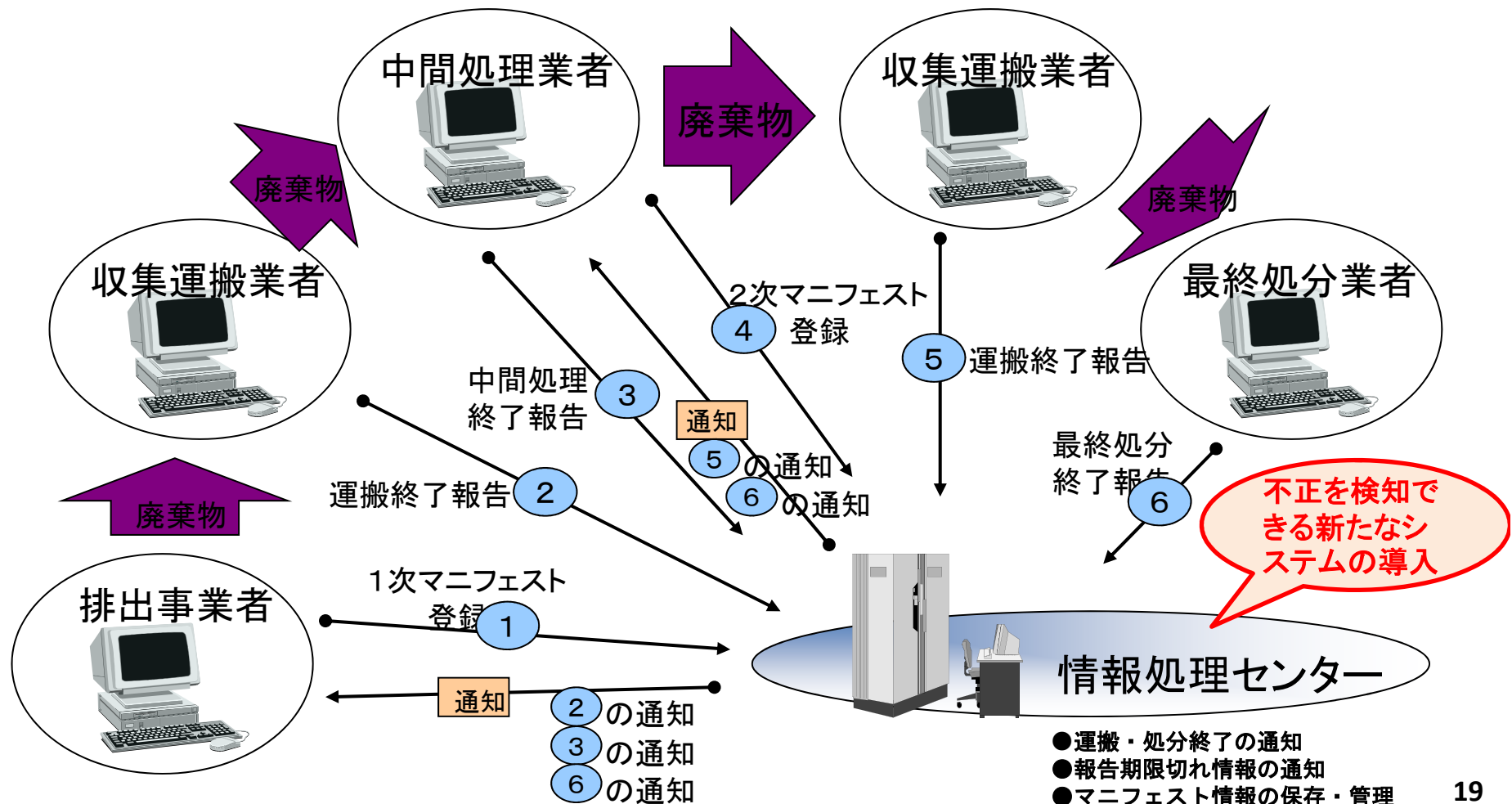
(2) 電子マニフェストの機能強化

電子マニフェストによる不正防止のためのシステムの導入の検討

- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度は、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 本事案において、排出事業者において、マニフェストによる最終処理の確認等を行っていたが、本事案が発生。
- 電子マニフェストについて、その普及を図りつつ、システムによる廃棄物処理フローの管理を行うことで、不正防止のための活用方策とするため、ITの活用により、例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に、電子マニフェストの情報処理センターにおいて不正を検知できる情報処理システムの導入等を検討する。

(参考) 電子マニフェスト制度について

- 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりすることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。



(3) 廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化
① 監視体制の強化

都道府県による事業者に対する監視体制の強化

- 動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度の抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組を関係自治体に改めて通知することとする。
- 都道府県向けに、食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定を速やかに検討。具体的には、動植物性残さの処理実態等踏まえ、立入時のチェックポイント等を記載することを予定。

食品リサイクル法における監視体制の強化

- 登録事業者のうち動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対し順次、立入検査を行っているところ。
- 今後、廃棄物処理法に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国による報告徴収等の積極的な実施により登録事業者に対する指導・監督の強化を早急に具体化し、実行することにより、登録事業者による食品廃棄物の適正処理の確保を図る。

① 国による報告徴収等の積極的な実施

- 本事案を受けた対応としての立入検査の実施
- 登録事業者からの積極的な報告徴収の実施、必要に応じた立入検査、登録の取消し等
- 新規登録・更新時の現地確認の実施を徹底

② 地方公共団体との連携強化

- 申請者が廃棄物処分業を行う自治体での行政指導等の状況を国が照会し、審査時に参照
- 自治体での行政指導の状況を定期的に照会

(3) 廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化
② 適正処理の強化と人材育成

廃棄物処理業者に係る再発防止策

環境省による廃棄物処理業者への再発防止策の要請とフォローアップ

- 不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化として、以下の対策を実施するよう、環境省から廃棄物処理業者へ要請することとする。
- 以下の対策を着実に実施に移すよう、環境省としても実施状況のフォローアップを行い、その実施を後押しする。

(廃棄物処理業者において取り得る再発防止策)

○ 処理状況の積極的な公開

- ・ 排出事業者による現地確認の積極的受入れとその際に参考となるチェックリストの整備
- ・ 処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開

○ 優良事業者の育成・拡大

- ・ 廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物事業者認定（※）の取得の推進
- ・ 優良な食品リサイクル業者育成・評価のための自主基準の策定や評価制度の構築
- ・ 廃棄食品の処理業者に対する研修の実施や民間資格制度の創設

(※) 通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を都道府県等が認定する制度

廃棄物処理業における人材育成

4. 環境省としての再発防止策
(3) 廃棄物処理業者に係る対策
② 適正処理の強化と人材育成

- ・ 廃棄物処理に携わる関係者が、これまで以上に法令を遵守し、安全・安心に作業を進め、環境に配慮し、さらには地域社会や経済に貢献する人材を育成するため、環境省として、以下の取組を実施し、適正な廃棄物処理業者の人材育成を行う。
- ・ また、食品リサイクル法については、登録再生利用事業者等に対する国によるセミナー・研修や、優秀な取組の表彰を実施する。

【スケジュール(想定)】
H27

H28

H29

H30～

①実態把握

業界内外の人材育成の実態把握

②人材育成ニーズの高い分野における人材育成のあり方の検討

育成ニーズの高い分野特定
(アンケート調査:3分野程度)

モデル研修の内容検討

モデル研修等の内容の改善

モデル研修の実施
(経営者対象)

モデル事業等の実施(作業対象)／評価指標の試行実施

③人材育成の評価指標の検討

能力を評価するための仕組み(資格制度、継続学習等)の検討

④人材育成の枠組み、実施体制の検討

人材育成の枠組み、各都道府県産業廃棄物協会の実施体制などの検討

⑤普及啓発

会員等への報告会開催



次代を担う産廃処理人材育成へ

(4) 排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化

食品リサイクル法判断基準の見直しの検討

- 食品製造業者等の排出者が食品廃棄物等のリサイクルを委託する場合に、本事案のような不正な転売を防止する観点から、例えば、食品廃棄物をそのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の見直しを検討する。

＜食品リサイクル法の判断基準について＞ 食品リサイクル法7条の主務省令(※)

食品リサイクル法では、主務大臣(財務、厚労、農水、経産、国交、環境)が、食品廃棄物等の発生抑制やリサイクル等を促進するため、再生利用等実施率を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めている。

＜判断基準への位置付け＞

- ・個々の事業者が取り組むべき再生利用等実施率の目標
- ・その他食品廃棄物等の発生抑制、リサイクル等(食品循環資源の再生利用等)の適確な実施の指針



＜指導・助言＞

食品廃棄物等の発生抑制やリサイクル等の適確な実施を確保するため必要があると認めるとき(法8条)

＜勧告・公表・命令＞

食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100トン以上)の食品循環資源の再生利用等が判断基準に照らして著しく不十分であるとき(法10条)

＜報告徴収・立入検査＞

食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、報告徴収・立入検査できる(法24条1項)

※なお、食品リサイクル法の規定に基づき、判断基準を改正する場合には、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

食品廃棄物の転売防止のための排出事業者への要請とガイドラインの策定

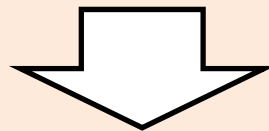
- 排出事業者に対して、食品ロスの削減を要請するとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として使えないようにするなどの適切な措置を講じるよう要請(併せて、廃棄食品の処理について適正な料金で委託することも改めて要請)。
- また、本事案を受けて、排出時、廃棄物引渡し時、処理委託後等の各段階において、食品廃棄物の不正な転売を防止するための対策をとるため、関係事業者の実態調査等を踏まえ、食品廃棄物の廃棄に係るガイドライン(仮称)をできるだけ速やかにとりまとめ、その活用促進を図ることとする。(農林水産省と連名)
- なお、ガイドラインの実効性を確保するため、とりまとめに当たっては、中小企業等、事業の規模等に応じて活用できるよう、内容を検討。

(現在、ヒアリングによる実態調査等を順次行っているところ。)

5. 今後のスケジュール(案)について

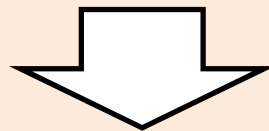
今後のスケジュール(案)

○2／16（火）再発防止策の案の公表



有識者や関係事業者の
意見等を踏まえ再発防
止策の案の検討・調整

○2／24（水）中央環境審議会循環型社会部会において
御審議・御議論



○2月下旬～3月上旬 速やかに再発防止策の方向性を
とりまとめ、公表

(参考) 食品廃棄物の不適正な転売事案に係る これまでの環境省の対応

平成28年2月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課・リサイクル推進室

これまでの環境省の対応（廃棄物処理法関係）

○都道府県・政令市の廃棄物担当部局に対する通知文書発出（1／18）

産業廃棄物処理業者の対応として不適切であり、国内の廃棄物処理の信頼を損ないかねない事態として、改めて産業廃棄物処理業者への指導や類似の事案への厳正な対応を通知。

○都道府県・政令市の廃棄物担当部局に対する通知文書発出（1／20）

動植物性残さ等を扱う産業廃棄物処理業者に対する立入検査等の実施及び1／29までに環境省への調査結果の報告を求めることを通知。

○今後、環境省として、廃棄物処理法上の指導監督権限を持つ愛知県を始め各県と、緊密に情報交換を行いながら、対応を行う予定。

※ この他、愛知県及び岐阜県の対応は以下のとおり。

- ・愛知県：（株）壺番屋（1／13）及びダイコー（株）（1／13・28、2／2・3・9・10）並びにみのりフーズ（1／15、2／1）に立入検査を行い、報告徴収も実施（1／15）。また、1／21に、県内の動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の結果として、同様の不適切な事案はなかったことを発表。
- ・岐阜県：みのりフーズへの報告徴収を実施（1／15）。また、ダイコーへの立入検査（2／4・9）を実施。なお、1／18に、県内の動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の結果として、同様の不適切な事案はなかったことを発表。

動植物性残さを取扱う産業廃棄物処分業者への立入検査結果

平成28年1月20日付けで各都道府県・政令市に対して動植物性残さの処分業者への立入検査を依頼し、全ての都道府県市から立入検査を完了した旨の報告があり、その結果、廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。

○ 平成28年2月15日（月）時点で廃棄物処理法の指導監督権限を有する全国115の自治体（都道府県47、政令市68）全てから、立入検査を完了した旨の報告があった。

○ 全国115自治体からの報告を取りまとめた結果は、右の表のとおり。

表 動植物性残さ処理施設への立入検査結果

動植物性残さの処理方式	対象業者の保有する施設数	立入検査数	転売が確認された件数
発酵	258	258	0
堆肥化	495	494	0
焼却	411	411	0
その他	638	635	0
合計	1,802	1,798	0

※「対象業者の保有する施設数」は動植物性残さを処理する施設の総数であり、処理方式が異なる複数の施設を有する事業者は各処理方式で計上。なお、2/1に公表した第1報と施設数が異なっているのは(1,800→1,802)、関係自治体において再度、対象施設や処理方式を精査した結果として対象施設が2施設増加したことによる。

※今回、立入検査を行っていない施設は4施設あり、その内訳は、旧警戒区域等にある施設(休業中)が2施設、許可を有するが動植物性残さの処理実態がないため、ヒアリング調査を実施した施設が2施設となっている。

※ 今回の検査結果にはダイコーの件は含まれていない。

これまでの環境省の対応（食品リサイクル法関係）

○ダイコー(株)に対して、食品リサイクル法に基づく報告徴収(1/15)及び立入検査(1/21・2/2、3、4、9)を実施 ※農水省及び環境省の連名・合同

引き続き関係者からの情報収集を行い、それらの結果を踏まえ、登録の取消しを含め処分を検討。

○ダイコー(株)以外の食品リサイクル法登録再生利用事業者へ指導文書を発出(1/19)及び立入検査(1/21以降、順次)を実施

※農水省及び環境省等の連名・原則合同

食品関連事業者の委託を受けて食品リサイクルを行う者として、関係法令の遵守に万全を期すよう指導。

廃棄物処理法に基づく都道府県・政令市の立入検査先と重複しているが、国としても登録事業者で動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者の事業場に立入検査を実施（2/25の時点で全154事業場のうち145事業場に実施）。現時点で、食品廃棄物の不正な転売が疑われる事例は確認されていない。

産業廃棄物処理の関係業界における対応

<環境省としての対応>

○全国産業廃棄物連合会及び愛知県産業廃棄物協会に対する要請文書の発出（1／20）

会員企業による不適正事案発生を踏まえ、再発防止策について、早急に取りまとめるように要請。

<業界団体としての対応>

○全国産業廃棄物連合会会長より正会員の会長・理事長に対する通知文書発出（1／20）

今般の事案を産業廃棄物業界への社会的信頼を揺るがしかねない大きな問題として、会員事業者への適正処理の確保のための必要な対応を依頼。

○愛知県産業廃棄物協会綱紀特別委員会として、ダイコー(株)を除名する方針を決定（2／1）。

○全国産業廃棄物連合会及び愛知県産業廃棄物協会において、再発防止策のとりまとめ結果について、環境省へ回答（2／12）。